

しかして年限短縮は五年又は三年の學科課程を四年又は二年に壓縮して、學徒の負擔を徒らに増すことなく、四年で高等普通教育を完成し、二年で更に精深なる高等普通教育を完成することを前途として教育の刷新改善を圖ることを本旨とするものである、そのためには教科を根本的に刷新するとともに教員の養成をはじめとし教授力の充實とその確保また教育諸施設の整備ならびに教育資材の確保を圖り、さらに高等學校等における訓育を徹底すべき施設を充實することが必要であることはいふまでもないところであつて、その具體的内容は追つて別途決定せられるはずである、また高等學校の年限短縮に伴つて大學教育に付ても工夫改善が考慮されねばならない、なほ修業年限の短縮によつて我國學術文化の低下を來たすが如きことがあつてはならないのみならず更に我國學術文化の水準を高度に進展せしむるため研究員の確保を圖ると共に大學院の如き高度の學術研究制度の劃期的整備擴張を行つて研究者を養成し又諸外國學術文獻の翻譯を行ふこと等が必要であるが此等の具體的方策も追つて別途決定せられることになつてゐる。

戰爭下において教育の刷新充實を圖らんとするが如き我國の教育尊重の特殊なる事情に向つて教育者も學徒も心からなる感激をもつて國家の要請に應へて奮勵努力しなければならぬのである、教育者は深く時局の要請に鑑み學徒の訓化啓導に渾身の努力を致し、學徒は負荷の重任を完ふすべき責任の感、重大なるを思ひよく矜持を持つて精勵せんことを切に望む次第である

國民優生法施行規則中改正の件公布

國民優生法施行規則中改正の件は昭和十七年九月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民優生法施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月九日
厚生省令第四十四號)

昭和十六年六月厚生省令第二十二號國民優生法施行規則
中左ノ通改正ス
第十七條第二項中「日ノ前日」ヲ「日前七日」ニ改メ様式別記
様式第十號

第十號ヲ別記ノ如ク改ム
附則
本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民優生法第十六條ニ關スル届出書		住 所	現 在 所	職 業	性 別	年 齡	氏 名	推定發病年月日	世帯主トノ續柄	世帯主ノ職業	配偶者ノ有無	妊 娠 月 數	生 兒 數	年 月 日
病 名	發病時ノ症狀及其ノ後ノ経過	現 在 症 狀	(詳細記入ノコト)	諸種検査成績 (検査年月日モ記 入スルコト)	手術又ハ處置別	過去ニ於ケル妊娠 分娩回数	施行豫定日時	昭和 年 月 日 午前 午後 時	診察所所在地若ハ住所	氏 名	診察所名	氏 名	電話 番	
					生殖不能ナラシムル手術 妊娠中絶 自然流死 産アリタル ルトキハ 其ノ回数	人工妊娠中絶ヲ行ヒタル 行ヒタル醫師氏名 其ノ場所 其ノ年月								
					手術又ハ處置別 必要トスル理由	難産其ノ他 異狀アリタル ルトキハ其 ノ狀況								

昭 和 年 月 日 診 察 所 所 在 地 若 ハ 住 所
北 海 道 廳 長 官 診 察 所 所 在 地 若 ハ 住 所
府 縣 知 事 監 事 氏 名 殿
氏 名 殿
電話 番
氏 名 團 番

記載注意

- 一 不要文字ハ抹消スルコト
 - 二 特ニ急施ヲ要スル爲ニ事前ノ届出ヲ爲サザリシトキハ急施ヲ必要トセル理由ヲ備考欄ニ、施行セル日時ヲ施行豫定日時欄ニ記入スルコト
 - 三 他ノ醫師ノ意見ヲ聴クコト能ハザリシトキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記入スルコト
- 注意 本届出書ハ所轄警察署長ヲ經由スルコト
- 〔参照〕 昭和十六年六月十日 厚生省令第二十二號國民優生施行規則抄録

第十七條第一項及第二項

法第十六條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ要スル手術又ハ處置ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル手術又ハ處置トス但シ惡性腫瘍又ハ兩側副辜丸結核ニ對スルモノヲ除ク

(左記略ス)

醫師前項ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスルトキハ其ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスル日ノ前日迄ニ様式第十號ニ依リ所轄警察署長ヲ經由シ届出ツベシ

勤勞顯功章令並に同令施行規則の公布

勤勞顯功章令並に同令施行規則は昭和十七年九月十九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勤勞顯功章令 (昭和十七年九月十八日 勅令第六百五十二號)

第一條 勤勞顯功章ハ工場、鑛山其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ事業場ノ勤勞者ニシテ平素其ノ職

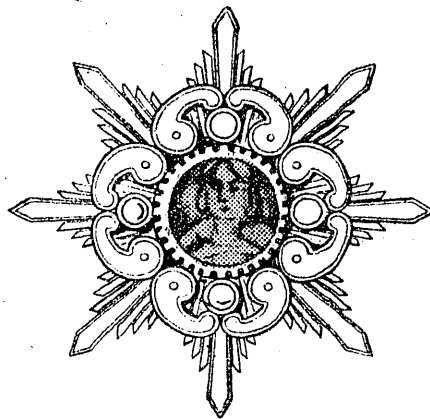
務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タルモノニ之ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ工場、鑛山又ハ前項ノ事業場ノ勤勞者ニシテ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

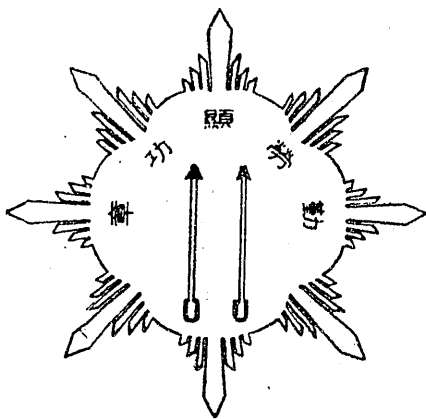
第二條 勤勞顯功章ノ形狀及制式附圖ノ如シ

第三條 勤勞顯功章ハ厚生大臣之ヲ授與ス

表面



裏面



第四條 勤勞顯功章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第六條 本令中厚生大臣トアルハ陸軍又ハ海軍ノ事業ニ使用セラルル勤勞者ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、其ノ他ノ内地ノ國ノ事業ニ使用セラルル勤勞者ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス

本令中厚生大臣トアルハ陸軍又ハ海軍ノ事業ニ使用セラルル勤勞者ニ關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐節特命全權大使、樺太及南洋群島ニ在リテハ拓務大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

側面	裏面		表面		大サ	地質	制式
	部	光	部	玉			
銀	銀	中軸—銀色梨地仕上、 側光—銀色磨仕上	丸玉—眞珠嵌入、 曲玉—銅色仕上、 緋ハ銀色磨仕上	浮彫	上	銀色金屬	
色	色	色	色	金	圖	色	
磨	梨地	磨	磨	金	ノ	屬	
仕	仕	仕	仕	色	通		
上	上	上	上	色			